

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
	<u>（みどりの食料システム法の特例）</u> 第26条 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境 負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37 号）第24条第1項の規定の適用を受ける者についての次の表 の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と し、第4条（第5条第2項において準用する場合を除く。） 及び第10条第1項の規定は、適用しない。	
	第3条 第2項	10年以内 12年以内
	第5条 第1項	は、前条第1項又は第 2項の規定による貸付 資格の認定の申請の際 を、 に環境と調和のとれた食 料システムの確立のため の環境負荷低減事業活動 の促進等に関する法律（ 令和4年法律第37号）第 23条に規定する認定計画 （以下「認定計画」とい う。）を添え、
	第7条 第1項	は、貸付資格の認定審 査と一体的に審査し において
	第8条 第1項	は、第4条第1項又は 第2項の規定による貸 付資格の認定の申請の 際、当該融資機関に を提出する は、 に認定計画を添え、当該 融資機関に提出する
	第8条 第2項	に係る貸付資格の認定 審査の結果 が貸付資格の認定があつ たものとみなされる者で あるか否か
	第10条	貸付資格認定の取消し 借受者等に対する通知

の見出し		
第10条第2項	前項の規定により貸付資格を取り消した	借受者が認定計画のうち林業・木材産業改善措置に係る部分の計画を達成する見込みがなくなつたと認める
第16条第1項	第10条	第26条の規定により読み替えて適用する第10条
第2号	より貸付資格の認定の取消し	よる通知

(補則)

第27条 [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(経過措置)

2 [略]

(償還期間等の特例)

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響（以下「原子力発電所事故による災害の影響」という。）を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第3条第2項第1号	12年（当該者が森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第4項に規定する林業経営者である場合にあつては、15年）以内（3年以内	[略]
[略]		

4 前項に規定する者についての第20条の2、第21条第2項、第23条、第24条又は第26条の規定により読み替えて適用する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「3年以内」とあるのは、「6年以内」とする。

(補則)

第26条 [略]

附 則

1 [略]

2 [略]

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者で平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う原子力発電所の事故による災害の影響（以下「原子力発電所事故による災害の影響」という。）を受けているものについての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第3条第2項第1号	12年以内（3年以内	[略]
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。